

毎週火、金曜日発行(但休日に当るは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物

# 鳥取県公報

目次  
◇規則 鳥取県会計規則の一部改正

## 規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十四号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第百十八条を次のように改める。

(支払通知等の使用文字)

第百十八条 支払通知(様式第二十三号、第二十四号)及び歳出金(歳入金、歳入歳出外現金)支払通知書(様式第二十五号)の首標金額は、金額器による算用数字を用いなければならない。

ただし、やむを得ない理由により、金額器を使用することができないときは、「壹」「貳」「参」「拾」の文字を用いることができる。  
様式第十一号を次のように改める。

00116

様式第十一号 (A列6号のもの四枚接続複写式)

本 庁

納 額 告 知 書

第 号 昭和 年度歳入

一般会計

(特別)

款

項

目

節

千

百

十

円

但し、

納 人

氏

名

納

額

告知

書

鳥取県知事氏名 納

領 収 済 通 知 書

第 号 昭和 年度歳入

一般会計

(特別)

款

項

目

節

千

百

十

円

但し、

納 人

氏

名

納

済

通知

書

鳥取県知事氏名 納

副 込 出 納 課

領 収 証 書

第 号 昭和 年度歳入

一般会計

(特別)

款

項

目

節

千

百

十

円

但し、

納 人

氏

名

納

済

通知

書

鳥取県知事氏名 納

(裏 面)

領 収 証 書

第 号 昭和 年度歳入

一般会計

(特別)

款

項

目

節

千

百

十

円

但し、

納 人

氏

名

納

済

通知

書

鳥取県知事氏名 納

上記金額を領収しました。  
昭和 年 月 日  
鳥取県 金庫 印

鳥取県 金庫 印

領 収 済 通 知 書

第 号 昭和 年度歳入

一般会計

(特別)

款

項

目

節

千

百

十

円

但し、

納 人

氏

名

納

済

通知

書

鳥取県知事氏名 納

上記金額を領収したので  
通知します。  
昭和 年 月 日  
鳥取県 金庫 印

鳥取県 金庫 印  
鳥取県出納長 氏名 納

副 込 出 納 課

00117



(裏面)

領 収 証 書	第 号	昭和	年度	歳入
	一般会計 (特別)			
氏 名				
鳥取県 金庫 ⑩ 殿				
但し、 上記金額を領収しました。 昭和 年 月 日				

刷 込 カ ー ド	表記金額を領収したので 通知します。 昭和 年 月 日 鳥取県 金庫 ⑩ 鳥取県知事 氏 名 殿 担当課
-----------	---

第 号	昭和	年度	歳入
一般会計 (特別)			
氏 名			
鳥取県 金庫 ⑩ 納			
但し、 上記金額を領収したので 通知します。 昭和 年 月 日 鳥取県 金庫 ⑩ 鳥取県出納長 氏 名 殿			

刷 込 カ ー ド	
-----------	--

様式第十三号の二枚「(用紙縦横百七十九ミリメートルのもの三枚接続)」と「(A列6号のもの三枚接続)」に改め、「収支命令(令書)」と「収支命令(令書)」を記す。

- 備考 1 出納員が収入金を金庫に納付する場合で一会計内で二科目以上にわたるときは、科目欄には共通する科目までにとどめ、金額欄には納付総額を記載し、その下欄に内訳科目金額を記載することができる。
- 2 様式第十三号に準じ、(復写式)とすることができる。
- 様式第十四号を次のように改める。

様式第十四号 (A列6号のもの二枚接続(復写式))

歳入 (歳出) 振替納金原符	
No. 昭和 年 月 日	
振替先金庫名 鳥取県 金庫	
円	十 百 千 万 十 万 百 万 円
納金を取扱わねばならない庁解名	
又は 合書 番号	付納書 納額告知書 納税令 徴納告知書 返納告知書



(裏面)

領収済通知書

第	号	昭和	年度	歳出
(特別) 般会計				
款				
項				
目				
節				
千	十	百	千	万
円				
氏名				
納				

刷 込 カ ー ン

- 備考
- 1 県外の居住者に対し返納告知する場合は、「鳥取県金庫又は最寄の鳥取県金庫に」とあるを「住所、出納長(簿名出納員)氏名にこの返納告知書を添え」とかき改める。
  - 2 摩にあつては、復写式によらず連記式とすることができる。

様式第二十五号中領収証書及び歳出金(歳入金、歳入歳出外現金)支払通知書を次のように改める。



様式第三十八号 (A列6号のもの三枚接続復写式)

原符

第	号	昭和	年度
歳入歳出外現金	(何々金)		
円	十	百	千
円	万	万	万
円	十	万	万

但し,

副込カーボン

領収証書

第	号	昭和	年度
歳入歳出外現金	(何々金)		
円	十	百	千
円	万	万	万
円	十	万	万

但し,

上記金額を領収しました。

昭和 年 月 日

鳥取県 金庫 ㊤

鳥取県出納長 氏 名 殿  
(解名出納員)

様式第二十九号 (A列6号のもの二枚接続復写式)

原符

昭和	年度	歳入歳出外現金
円	十	百
円	万	千
円	万	万
円	十	万

但し, 支払通知第 号分

昭和 年 月 日

(裏面)

振替払込寄託金領収証書

昭和	年度	歳入歳出外現金
円	十	百
円	万	千
円	万	万
円	十	万

但し, 支払通知第 号分  
上記金額振替領収しました。

昭和 年 月 日

鳥取県 金庫 ㊤

鳥取県出納長 氏 名 殿  
(解名出納員)

副込カーボン

様式第三十八号を次のように改める。  
「(用紙縦横百二十九ミリメートルのもの二枚接続)」を「(A列6号のもの二枚接続)」に改める。  
様式第三十八号を次のように改める。



様式第四十一号及び様式第四十二号を次のように改める。  
 様式第四十一号(A列6号のもの二枚接続復写式)

原 符

第 号	種別	月 日	送(逆)付分
¥	百 万	十 万	千 百 十 円

但し、  
 (発送) 昭和 年 月 日

(回送先)  
 鳥取県 金庫  
 (領収証書到着)  
 昭和 年 月 日

回送金差立書

第 号	種別	月 日	送(逆)付分
¥	百 万	十 万	千 百 十 円

但し、  
 上記金額回送しました。  
 昭和 年 月 日

鳥取県 金庫 印

鳥取県 金庫 御中

刷込カーボン

刷込カーボン

(裏面)

(裏面)

寄 託 書

第 号	昭和 年度	種別	送(逆)付分
¥	百 万	十 万	千 百 十 円

但し、  
 上記金額を寄託します。  
 昭和 年 月 日

鳥取県出納長  
 (署名出納員) 氏 名 印

鳥取県 金庫 御中

刷込カーボン

- 備考
- 1 但し書には、納人の氏名その他必要な事項を記入すること。
  - 2 扉にあつては、復写式によらず連記式とすることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第二十五号の改正規定は、昭和三十六年十月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正前の会計規則の規定により、現に使用中の諸様式は、昭和三十七年三月三十一日まで使用することができる。

様式第四十二号 (A列6号のもの二枚接続復写式)

原 符

第 号	差立書番	第 号	第 号
¥	百 万	十 万	千 百 十 円

但し、

昭和 年 月 日

(差立元)

鳥取県 金庫

(裏 面)

回送金領収証書

第 号	差立書番	第 号	第 号
¥	百 万	十 万	千 百 十 円

但し、

上記回送金領収しました。

昭和 年 月 日

鳥取県 金庫 印

鳥取県 金庫 御中

刷 込  
カ  
ー  
ボ  
ン

刷 込 カ ー ボ ン